

議第 49 号

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例の制定について

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 19 年 2 月 20 日提出

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例

京都市自然風景保全条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 17 条」を「第 17 条の 2」に改める。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第 1 号ア中「300 平方メートル」を「50 平方メートル」に改め、同号イ中「1,000 平方メートル」を「300 平方メートル」に改める。

第 12 条第 1 号ア（ア）及び（イ）以外の部分中「計画区域内にある既存の緑地の面積（以下「残存緑地面積」という。）が 300 平方メートル」を「計画区域（木竹の伐採又は木竹の伐採を伴う現状変更行為に係るものに限る。以下この号において同じ。）の面積が 50 平方メートル」に改め、同号ア（ア）中「既存緑地面積から 300 平方メートル」を「計画区域の面積（計画区域内に、当該計画区域が自然風景保全地区に指定されたときに緑地でなかった土地が含まれる場合にあっては、当該土地の面積を差し引いた面積。イ（ア）において同じ。）から 50 平方メートル」に改め、同号ア（イ）中「 $\frac{1}{10}$ 分の 3.5」を「 $\frac{1}{10}$ 分の 3.5、計画区域内の残存緑地の面積の当該計画区域に対する割合が $\frac{1}{10}$ 分の 5 未満である現状変更行為にあっては当該割合」に改め、同号イ（ア）及び（イ）以外の部分中「既存緑地面積が 1,000 平方メートル」を「計画区域の面積が 300 平方メートル」に改め、同号イ（ア）中「既存緑地面積から 1,000 平方メートル」を「計画区域の面積から 300 平方メートル

ル」に改め、同号イ（イ）中「10分の3.5」の右に「(計画区域内の残存緑地の面積の当該計画区域に対する割合が10分の3.5未満である現状変更行為にあっては、当該割合)」を加え、同号ウに次のただし書を加える。

ただし、計画区域が、当該登録自然風景保全緑地の登録の原因となった現状変更行為に係る計画区域と同一の場合は、この限りでない。

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

(維持管理)

第17条の2 登録自然風景保全緑地の所有者、管理者又は占有者は、当該登録自然風景保全緑地内の緑地を良好な状態に保つよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この条例による改正後の京都市自然風景保全条例（以下「改正後の条例」という。）の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

(自然風景保全地区内の行為の許可に関する経過措置)

3 改正後の条例第9条第1項及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る行為について適用し、同日前の申請に係る行為については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

自然風景保全地区内において許可を受けなければならない現状変更行為の範囲を拡大する等の必要があるので提案する。